

北海道駒ヶ岳火山避難計画 改訂の概要

1. 災害対策基本法改正に係る改訂

令和3年5月20日付け災害対策基本法が改正されたことにより、「避難勧告・避難指示」が「避難指示」へ一本化されたことに伴い、同法に整合性を取るべく、本計画全体の修正を実施。

さらに、「避難準備・高齢者等避難開始」が「高齢者等避難」に一本化されたことに伴い、同法に整合性を取るべく計画全体の修正を実施。

2. 現状の噴火対応に合わせた改訂

現在の北海道駒ヶ岳噴火時の対応に合わせた修正を実施。

噴火発生時に森町・七飯町・鹿部町（以後周辺三町とする）がとるべき対応を精査し、本計画に反映。

3. 避難促進施設の指定に係る改訂

令和3年に本計画を改訂した際、「避難促進施設の指定基準」に係る記載をしたが、本改訂では周辺三町における同施設の記載を行う。

4. その他の改訂

データの時点修正、構成機関名の修正、その他所要の修正を実施。